

茨木市病院誘致に係るコンサルティング業務委託
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

本市に必要な医療を提供し、市民の安心かつ安全な生活を支えるための誘致病院については、茨木市病院誘致あり方検討委員会のご意見を踏まえ策定した基本整備構想に基づき事業者候補者を募集し、茨木市誘致病院事業者候補者選定委員会による審議を経て、令和4年10月に事業者候補者として、学校法人大阪医科薬科大学を決定した。その後、覚書を令和5年1月に締結したが、物価高騰等の影響もあり、令和5年8月に覚書（その2）を締結している。

事業者候補者の決定以降、協議を進めていたが、物価高騰に伴う建設コスト等の増加等や、本市の財政状況を見極めつつ、公的負担の内容等について検討する必要があるため、これらの協議・調整に相応の時間を要することから、改めて、令和6年6月に事業者候補者に対し、引き続き、協議・調整にご協力いただくよう依頼文を提出した。

現在、物価高騰等を踏まえ、スケジュールの変更を含め、本市に必要な医療機能等について、さらに検討を深める必要があるため、事業者候補者との協議を進めている。

茨木市病院誘致に係るコンサルティング業務委託の実施に当たっては、「茨木市誘致病院に係る基本整備構想」や「茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル募集要項」等これまでの経緯を踏まえた上で、地域医療構想や診療報酬の改定の影響、医療機能や病院経営等の専門的な知識が必要となることから、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があるため、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市病院誘致に係るコンサルティング業務委託

(2) 業務の目的

病院誘致事業において、物価高騰の影響等を踏まえ、本市が必要とする医療機能や開院に向けたスケジュールの整理等の協議等を事業者候補者と進めるに当たり、専門的な視点からの支援業務を行うことにより、当該事業の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

3, 300, 000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和7年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

なお、今回徴取する次年度以降の参考見積書は参考に徴取するもので、次年度以降の契約を確約するものではない。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 事業者候補者と利害関係を有していないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、本業務と同種または類似の業務（官公庁若しくは病院又はこれに準ずる機関から受注したものに限る。）で請負金額が5,000,000円以上の業務の履行実績があること。

なお、同種の業務とは、病院の誘致、建築、移転、統廃合等に関する支援業務、類似の業務とは、病院運営や経営改善の支援業務のことをいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで医療政策課宛送信すること。

提出期限：令和7年3月3日（月）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市健康医療部医療政策課

E-mail：iryouseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 医療政策課のページ（誘致病院について）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkoi/iryoseisaku/menu/yutibyoin/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式第3号）

② 業務実施体制調書（様式第4号）

イ 提出先：茨木市健康医療部医療政策課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和7年3月7日（金）午後3時まで（厳守）

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により令和7年3月10日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに医療政策課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第7号）

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書（様式 8 号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※ 原本 1 部のみを自社の封筒に入れ、業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

エ 参考見積書（様式 8 号の 1）及び内訳書（任意様式）

(3) 資料記載上の留意事項

上記 8 (2) アの副本には会社名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 3 時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館 2 階 健康医療部医療政策課事務室

ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

エ 提出部数

正本 1 部

副本 6 部（上記 (2) ウ及びエの参考見積書及び内訳書を除く）

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第 1 次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、10(1) 第 1 次審査＜事務局審査＞で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に 5 者を第 1 次審査の通過者とする。ただし、参加者が 5 者以下の場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において＜事務局審査（第 1 次審査）＞及び＜プレゼンテーションによる委員審査（第 2 次審査）＞を併せて行う。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第 1 次審査の通過者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションによる審査を実施する。審査は 10(1) 第 2 次審査＜プレゼンテーションによる委員審査＞で示す審査基準に基づいて行い、第 2 次審査の評価点と第 1 次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととする。資料の差し替えや追加は認めない。

イ プレゼンテーションの時間は、1 提案者につき 25 分程度とし、提案内容の説明 15 分程度、質疑応答 10 分程度とする。

ウ プレゼンテーションはその業務に携わる責任者が行うこと。

エ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

オ 提案者の出席は2人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和7年3月24日（月）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。また、第1次審査の通過者にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和7年3月7日（金）までに参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和7年4月1日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和7年3月31日（月）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式10号）により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和7年4月8日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査＜事務局審査＞

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書等 内容	同種・類似業務の実績は十分か。 同種（2点）：病院の誘致、建築、移転、統廃合等に関する支援業務（官公庁若しくは病院又はこれに準ずる機関から受注したものに限る。） 類似（1点）：病院運営や経営改善の支援業務（官公庁若しくは病院又はこれに準ずる機関から受注したものに限る。）	10

業務実施体制調書等内容	十分な知識と経験を有した人員配置か。 統括責任者(2点)×同種・類似業務の担当件数 ※6点を上限とする。 技術担当者(1点)×同種・類似業務の担当件数 ※担当者1名につき2点を上限とする。	10
提案額(参考見積額)	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (最低見積金額/見積金額)×40点 (最低見積金額(次年度以降分)/見積金額(次年度以降分))×10点 ※小数点以下切り捨て	50
合計		70

第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>
(配点は委員1人あたり)

審査基準	審査内容	配点
基本項目	本市の病院誘致に係る取組や本市周辺の医療提供体制を取り巻く環境を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容が網羅された提案がなされているか。また、業務スケジュールや実施方法等は妥当な提案がなされているか。	10
事業者候補者との協議・調整支援の提案	事業者候補者との協議・調整の支援について、積極的かつ効果的にアプローチする手法を提案しているか。 また、基本協定の締結等の今後必要となる項目に沿った事業展開が示されているか。	10
社会経済情勢の変化や医療政策等の知識	物価高騰などの社会経済情勢の変化や地域医療構想や大阪府医療計画、診療報酬改定や医師の働き方改革等の医療政策の動向に対する知識を有しているか。	15
市民等の共感を高めるための手法やアプローチ方法の提案	誘致病院を含めた阪急茨木市駅前の空間を生かしたまちづくりや市民等の交流など、市民等の共感を高めるための手法の検討やアプローチ方法(公民・民民連携)の提案がなされているか。	15
独自性	仕様書に示された事項以外に、独自の視点や専門的な知見から本市にとって有益な提案がなされているか。	10
合計		60

(2) 配点

- ①事務局審査 70点
- ②委員審査 300点 (60点×5 委員)
- ①と②の合計 370点とする。

11 候補者の決定

候補者は、採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。

また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合、「社会経済情勢の変化や医療政策等の知識」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、「社会経済情勢の変化や医療政策等の知識」の評価点が高点の場合、「市民等の共感を高めるための手法やアプローチ方法の提案」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、「社会経済情勢の変化や医療政策等の知識」及び「市民等の共感を高めるための手法やアプローチ方法の提案」の評価点が高点の場合、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (5) 評価点が最高点の者が複数あり、「社会経済情勢の変化や医療政策等の知識」及び「市民等の共感を高めるための手法やアプローチ方法の提案」の評価点が高点かつ、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (6) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い、評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。
- (7) 審査の結果、評価点が配点合計(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

医療政策課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、医療政策課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和7年3月3日（月）午後3時まで（厳守）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和7年2月26日（水）午後1時から 令和7年3月7日（金）午後3時まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
参加資格審査結果通知	令和7年3月10日（月）発送
企画提案書提出期間	令和7年3月11日（火）午前9時から 令和7年3月21日（金）午後3時まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
審査結果通知（第1次）	令和7年3月24日（月）発送
2次審査	令和7年3月26日（水）（予定）
審査結果通知（第2次）	令和7年3月31日（月）発送（予定）
契約締結	令和7年4月中旬（予定）
業務開始	令和7年4月中旬（予定）

15 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

エ 評価点が配点合計（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 健康医療部医療政策課 担当 田邊

TEL 072-655-2756 (直通)

E-mail : iryouseisaku@city.ibaraki.lg.jp